

一般競争入札関係配布資料

- 1 一般競争入札説明書
- 2 入札保証金について
- 3 庁舎警備業務委託契約書（案）
- 4 様式等
 - (1) 入札書（第2号様式）
 - (2) 委任状（第3号様式）
 - (3) 同種・同規模契約の履行実績（第4号様式）
 - (4) 債務者登録申請書（第5号様式）
 - (5) 入札辞退届（第6号様式）
 - (6) 入札書（記入例）
 - (7) 委任状（記入例）

一 般 競 争 入 札 説 明 書

1 公告日

令和 4 年 3 月 4 日（金曜日）

2 入札に付する事項

件名：庁舎警備業務委託

3 入札方法等

(1) 入札書の様式は、第 2 号様式に定めること。

(2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。

(3) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。

イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

ウ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は第 3 号様式に定める。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金希望金額 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、協議のうえ、改正後の税率により変更契約を行う）

(4) 入札者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

4 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当すると認められる場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 過去 2 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらの契約を全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

5 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、7により再度入札を行う場合において、これに加わることができない。

- (1) 沖縄県財務規則第 126 条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、閉札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

なお、再度の入札は、2回までとする。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の (1) 又は (2) のいずれかに該当すると認められる場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

9 入札の辞退等

都合により入札を辞退する場合には、入札日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。なお、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。なお、入札辞退届の様式は第 6 号様式とする。

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額（税込み）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付します。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札日の当日11時までに提出した場合
- (2) 過去2年間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。以下「国」という。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証した場合。

5 現金で納付する場合

納付方法	(1) 第5号様式の債務者登録票に必要事項を記入し、入札日の当日11時に、沖縄県森林資源研究センターに提出する。 (2) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付する。 (3) 入札保証金の納付を確認するため、入札日の当日11時までに領収書を沖縄県森林資源研究センターに提示すること。
納付場所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 沖縄県労働金庫 農業協同組合（沖縄県内） 商工組合中央金庫那覇支店 指定されたみずほ銀行
納付期間	入札公告日から入札日の当日11時まで
還付方法	入札終了から約20日後に、第5号様式により登録した口座に振り込む（落札者を除く）。

6 その他

上記の各種手続に関する受付時間は、特に指定されていない限り、午前9時00分から午後5時00分までとします（土曜、日曜、祝日を除く）

(案)

庁舎警備業務委託契約書

沖縄県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、庁舎警備業務委託契約を次のとおり締結する。

(法令の遵守)

第1条 乙は、本契約の履行にあたって、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。

(委託の内容)

第3条 乙は別添仕様書に基づき保安警備業務を行わなければならない。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料の総額として 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

ただし、各会計年度における金額は次のとおりとする。

令和4年(2022年)度	円	(月額	円)
令和5年(2023年)度	円	(月額	円)
令和6年(2024年)度	円	(月額	円)

(注) 「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、毎月の業務完了後の翌月に適法な委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 委託業務の実施期間が1ヵ月に満たない場合は、当該月の委託料は日割計算（1円未満の端数切捨）によるものとする。

4 甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、これを乙に支払う

ものとする。

(業務内容の変更)

第5条 業務委託料および契約条件等は、情勢の変化あるいは、やむを得ない事情が発生した時は、甲乙協議のうえこれを改定することができる。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は沖縄県財務規則第101条による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(警報機器の設置)

第9条 乙は、警備上必要と認められる防犯機器及びこれに付随する一切の設備（以下「機器等」という）について、次のとおり設置するものとする。

- (1) 機器等について、甲の指定する場所（別添仕様書のとおり）に設置するものとし、乙の所有に属するものとする。
- (2) 乙は、機器等を委託期間の開始日までに、据え付け、移設、調整等を完了しなければならない。
- (3) 機器等の設置に関する費用は乙の負担とする。
- 2 乙は、委託期間が満了したとき、契約が解除されたとき、又は保安警備の対象となる施設の撤去等により機器等が不要となるときは、速やかに機器等を取り外さなければならない。
- 3 委託業務を遂行する上で必要な機器等に係る保守及び点検等の費用は、乙の負担とする。
- 4 委託業務の遂行に必要な器具及び消耗品は、乙の負担とする。
- 5 第2項の定めにより機器等を撤去する場合の撤去料は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(緊急時等の措置)

第11条 乙は、業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、臨機の措置を

とらなければならない。この場合において、乙はあらかじめ、甲の指示を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置について、速やかに甲に報告しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、委託業務の処理について、乙に対して、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときもまた同様とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
- (2) 本契約について、乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
- (3) 甲において乙が本契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、第1項第1号から第9号までの定めにより、当該契約を解除する場

合は、違約金として第4条に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第15条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(違約金の徴収)

第17条 乙がこの契約に基づく違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払いの日までの財務規則第109条に定めた率により計算した利息を付した額と甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき財務規則第109条に定めた率により計算した額の延滞金を徴収する。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第19条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して決定するものとする。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第20条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年3月 日

甲 沖縄県名護市字名護 4605-5
沖縄県森林資源研究センター
所長 比嘉 亨

乙

(第2号様式)

入札書（工事を除く）

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札の目的	庁舎警備業務委託								
履行場所	沖縄県森林資源研究センター								
履行期間	令和4年(2022年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日								
入札保証金額									
内 訳									
品名	規格	数量	単価	金額	備考				

上記金額にその100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって納入したいので御呈示の仕様書、契約条項（請書条項）及び財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）並びに御指示の事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

入札者 住所
氏名

印

沖縄県森林資源研究センター所長 比嘉 亨 殿

(第3号様式)

委任状

を代理人と定め下記の権限を委任致します。

記

- 1 庁舎警備業務委託の入札に関する一切の件
- 2 代理人使用印



令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

沖縄県森林資源研究センター所長 比嘉 亨 殿

(第4号様式)

同種・同規模契約の履行実績

令和 年 月 日

沖縄県森林資源研究センター所長 殿

住所

団体名

代表者名

印

契約相手	契約年月日	契約金額 (円)	内容 (契約名、納入機器、主な仕様) 等

備考

1. 契約金額は総額を記すものとする。
2. 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績について記すものとする。
3. 契約書の写しを添付することとする。

第5号様式

債務者登録申請書

郵便番号		電話番号	
(フリガナ) 住 所			
(フリガナ) 会社名			
(フリガナ) 代表者名			
預金種別	1 普通預金 2 当座預金		
(フリガナ) 金融機関名	銀行		支店
口座番号			
(フリガナ) 口座名義人			
納付金額			
上記のとおり登録を申請します。			
令和 年 月 日			
沖縄県森林資源研究センター所長 殿		住所	
申請者		氏名	
		印	

(第6号様式)

入 札 辞 退 届

件 名 : 庁舎警備業務委託

上記について入札参加の申請をしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

沖縄県森林資源研究センター所長 殿

【記入例（代理人入札の場合）】

（第2号様式）

入札書（工事を除く）

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	○	○	○	○	○	○	○
入札の目的	庁舎警備業務委託								
履行場所	沖縄県森林資源研究センター								
履行期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日								
入札保証金額									
内 訳									
品名	規格	数量	単価	金額	備考				

上記金額にその100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって納入したいので御呈示の仕様書、契約条項（請書条項）及び財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）並びに御指示の事項を承知して入札いたします。

令和4年3月 日

入札者 住 所 浦添市泉崎1-2-2
氏 名 沖縄 太郎

印

※委任状の代理人使用印となります。

沖縄県森林資源研究センター所長 比嘉 亨 殿

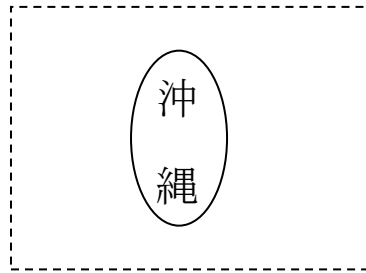
(第3号様式)

委任状

浦添市泉崎1-2-2 沖繩 太郎 を代理人と定め下記の権限を委任致します。

記

- 1 庁舎警備業務委託の入札に関する一切の件
- 2 代理人使用印



令和4年3月 日

住 所 那覇市泉崎1-1-1
商号又は名称 株式会社県庁商事
氏 名 代表取締役 県庁太郎 印

沖縄県森林資源研究センター所長 比嘉 亨 殿